

平成 27 年 第 1 回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）
会 議 録

2 月 17 日 開会

2 月 17 日 閉会

平成 27 年第 1 回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
2 月 17 日（火曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

平成 27 年第 1 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成 27 年 2 月 9 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成 27 年 2 月 17 日（火） 午後 2 時
2 場 所 香川県自治会館 7 階 会議室

午後 2 時 0 分 開会

出席議員 21名

1番	山崎 数則	12番	橋本 守
2番	大浦 澄子	14番	濱中 幸三
3番	鎌田 基志	15番	安井 信之
4番	三笠 輝彦	16番	原田 照治
5番	山田 勲	17番	蓬 清二
6番	片山 圭之	18番	青木 義勝
7番	松永 恭二	19番	鈴木 義明
8番	植條 敬介	20番	渡辺 信枝
9番	田中 渉	21番	志村 忠昭
10番	大賀 正三	22番	田岡 秀俊
11番	国方 幸治		

欠席議員 1名

13番	香川 努
-----	------

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	議会事務局長	岡田 真介
副広域連合長	大山 茂樹	事務局書記	向谷 美保子
副広域連合長	藤井 賢		
事務局長	原田 典子		
事業課長	氏家 泰三		
総務課総務			
グループリーダー	高橋 伸彰		
事業課資格管理			
グループリーダー	吉田 卓矢		
事業課医療給付			
グループリーダー	尾崎 正典		
事業課保険料			
グループリーダー	矢野 正登		

議 事 日 程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期決定について

日程第 3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号から議案 6 号まで

議案第 1 号 平成 26 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 1 号)

議案第 2 号 平成 26 年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事
業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 3 号 平成 27 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 4 号 平成 27 年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事
業特別会計予算

議案第 5 号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基
金条例の一部改正について

議案第 6 号 専決処分の承認について (香川県後期高齢者医療広域連合職員
の給与に関する条例の一部改正)

(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第 5 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につ
いて

本日の会議に付した事件

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期決定について

日程第 3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号から議案第 6 号まで

日程第 5 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につ
いて

○議長（鎌田基志君）皆さん、こんにちは。

これより平成 27 年第 1 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



日程第 1 議席の指定

○議長（鎌田基志君）まず、日程第 1 議席の指定を行います。

観音寺市議会から選出されておりました秋山忠敏君が昨年 12 月 2 日に辞職したことに伴い、同日をもちまして同市議会から選出されました大賀正三君の議席は 10 番に、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。



日程第 2 会期決定について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第 2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、会期は 1 日と決定いたしました。



日程第 3 会議録署名議員指名について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 76 条の規定により議長において 8 番植條敬介君及び 22 番田岡秀俊君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（鎌田基志君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告をさせます。

事務局長。

〔議会議務局長（岡田眞介君）議案第1号～議案第6号の議案を朗読〕

○議長（鎌田基志君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第4 議案第1号から議案第6号まで

○議長（鎌田基志君）次に、日程第4議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）本日の平成27年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会議定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、補正予算案でございますが、今回の補正は、補正予算編成方針に基づき、決算見込みを行い、不用額が生じる見込みがあり、その額がおおむね50万円を超え、かつ、補正することが適当と判断されるものを補正の対象としたものでございます。

まず、議案第1号、平成26年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳出といたしまして、第2款「総務費」では、通信運搬費及び派遣職員の給与費など、事務局の運営に要する経費が当初の予定を下回る見込みとなったことなどから、減額補正するものでございます。

また、第3款「民生費」では、所得の少ない被保険者等に係る保険料軽減のための経費として、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の額が、当初の予定を下回ったことによる積立金の減額及び昨年10月より肺炎球菌ワクチンが定期接種となり、市町への補助金が当初の予定を下回ったことなどから、減額補正するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の概要でございますが、今回の補正額は、1億123万6,000円の減額となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、歳入歳出の総額は、13億1,761万5,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第2款「国庫支出金」では、先ほどの歳出での説明と重複いたしますが、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、第4款「繰入金」では、特別調整交付金繰入金を、それぞれ減額補正するほか、第5款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を増額補正すること等により、収支の均衡を図った次第

でございます。

次に、議案第2号、平成26年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」の第1項「療養諸費」では、本年度、診療報酬改定が行われたところ、その改定率が当初の見込みより低かったことなどから、医療費の伸びが当初の予定を下回ったこと等のため、減額補正するものでございます。

また、第2款「県財政安定化基金拠出金」では、同拠出金が当初の予定を下回ったため減額補正するほか、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費について、各広域連合が共同して負担する共同事業への拠出金が当初の予定を上回る見込みとなったことから、増額補正するものでございます。

また、第6款「諸支出金」の第1項「償還金及び還付加算金」では、医療給付費や高額医療費の精算において、超過額を返還する必要があることから、国庫負担金等を返還するため、増額補正するものでございます。

以上が、後期高齢者医療事業特別会計補正予算案の概要でございます。今回の補正額は、46億7,080万8,000円の減額補正となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、歳入歳出の総額は、1,328億2,103万4,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「市町支出金」では、療養給付費が当初の予定を下回ったことなどのため、減額補正するものでございます。

また、第2款「国庫支出金」の第1項「国庫負担金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金を、第2項「国庫補助金」では、調整交付金及び事業補助金を、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金を、第4款「支払基金交付金」では、後期高齢者交付金をそれぞれ減額補正するものでございます。

また、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」では、同交付金を、第8款「繰入金」では、後期高齢者医療事業財政調整基金繰入金を、第9款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を、第10款「諸収入」では、社会医療法人財団エム・アイ・ユー麻田総合病院へ支払う診療報酬を返還金債務と相殺したことに伴う返納金として、それぞれ増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第3号及び議案第4号の新年度予算案でございますが、平成27年度の予算編成に当たっては、保険料負担の軽減措置を27年度も継続して実施し、被保険者の方々の医療に対する安心を確保するとともに、健康長寿社会づくりを目指して保健事業を拡

充するなど、限られた財源を重点的かつ効果的に配分したところでございます。

まず、議案第3号、平成27年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「議会費」では、広域連合議会議員の報酬及び費用弁償のほか、議会の運営等に要する経費として、133万2,000円を計上したものでございます。

また、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、事務局の運営に要する経費として、丸亀市からの派遣職員の給与費を始め、被保険者証等の更新に伴う通信運搬費や広域連合電算処理システム等の委託料及び賃借料のほか、派遣職員の給与費相当分の負担金等を、第2項「選挙費」では、選挙管理委員の報酬及び事務費等を、第3項「監査委員費」では、監査委員の報酬及び事務費など、合わせて、4億6,651万9,000円を計上したものでございます。

また、第3款「民生費」では、特別対策事業費として、懇話会開催経費や、制度の広報・周知等の経費などのほか、保健事業実施計画策定に伴う適正受診に関する啓発パンフレット作成経費及びデータ収集・分析に係る経費を新規に計上するとともに、医療費適正化等推進事業費として、重複・頻回受診者に対する訪問指導委託に係る経費のほか、後発医薬品差額通知に係る経費などを合わせて、9億7,080万9,000円を計上したものでございます。

以上、一般会計予算総額は、14億3,916万円となり、平成26年度当初予算に比べ、金額で2,030万9,000円、率にして1.43%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第2款「国庫支出金」では、医療費適正化等推進事業費補助金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、第4款「繰入金」では、基金及び特別会計からの繰入金を充てることなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第4号、平成27年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第1項「療養諸費」では、本会計予算の主要な部分を占めます療養給付費負担金及び療養費負担金を始め、審査支払手数料等を、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費負担金及び高額介護合算療養費負担金を、第3項「その他医療給付費」では、葬祭費負担金を合わせて、1,368億6,457万3,000円を計上したものでございます。

また、第2款「県財政安定化基金拠出金」では、保険料の減収や療養給付費の増加等に

よる財政リスクに対応するため、香川県が設置している財政安定化基金への拠出金として、5,746万4,000円を計上したものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費の財政影響を緩和する事業に対する拠出金として、2,310万円を計上したものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、被保険者の健康診査を市町に委託して実施する経費のほか、新規事業として、前年度に75歳になった被保険者を対象に、歯科健診を実施する経費として、4億8,610万6,000円を計上したものでございます。

また、第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」では、市町が払い戻す過年度分の過誤納保険料等の経費を、第2項「繰出金」では、長寿・健康増進事業に係る国の特別調整交付金を一般会計へ繰り出す経費を合わせて、7,795万6,000円を計上したものでございます。

以上、特別会計の予算総額は、1,375億1,459万1,000円となり、平成26年度当初予算に比べ、金額で2,274万9,000円、率にして0.02%の増で、ほぼ横ばいとなった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「市町支出金」では、市町からの保険料等負担金及び療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金、健診事業費補助金及び特別高額医療費共同事業補助金を、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金等を、第4款「支払基金交付金」では、現役世代からの支援金としての後期高齢者交付金を、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」では、同事業交付金を、第8款「繰入金」では、被保険者等に係る保険料軽減分の補填財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金などを充てることにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第5号、香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてでございますが、国の平成27年度当初予算において、被保険者等に係る保険料の負担軽減措置に対する補填財源として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が措置されることに伴い、関係条文を整備するものでございます。

次に、議案第6号、専決処分の承認についてでございますが、職員の給与について、人事院勧告に準拠して、早急に関係条文を改定する必要性が生じたので、昨年11月28日に、香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正の専決処分を行ったことの承認を求めるものでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田基志君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第1号平成26年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成26年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成27年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成27年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）を採決いたします。

本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、これを承認することに決定いたしました。



日程第5 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第5香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

本件については、3月28日をもって香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了することから、この際、その選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に村井浩治氏、松岡利安氏、綾野敏幸氏、橋田行子氏を、また同補充員に森本恵美子氏、岡久美子氏、戸城廣美氏、福島弘明氏をそれぞれ指名いたします。

なお、補充の順位は、指名の順位のとおり定めることにいたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めること並びに補充の順位に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

また、補充の順位は指名の順位のとおり定めることに決定いたしました。

なお、ただいま選挙いたしました香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の任期については、現委員の任期満了の翌日、すなわち3月29日から始まることとなりますので、念のため申し添えておきます。

以上で今期定例会全日程を終わりました。

この際、広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）お許しをいただきまして、一言御挨拶を申しあげます。

ただいまは、本広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、御議決を賜り、誠にありがとうございました。

さて、現在、平成27年度予算案等が審議される通常国会が始まっておりますが、この国会には、本年1月に、「社会保障制度改革推進本部」で決定された「医療保険制度改革骨子」にかかる法案が提出されることとなっております。

この医療保険制度改革には、将来にわたり、持続可能で安心な医療保険制度の構築を目指して、国民健康保険の財政運営主体の都道府県への移管を始め、後期高齢者支援金における全面総報酬割の導入や、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しなど、負担の公平化に向けた内容等が具体的に盛り込まれております。

団塊の世代がすべて 75 歳を迎える 2025 年に向けまして、毎年約 1 兆円の社会保障費の自然増が予測されているところでございまして、今後、医療・介護における、保険料の負担増や給付抑制などの痛みを伴う改革が、避けられない状況にあるものと存じております。

一方、一昨年の「日本再興戦略」、再び興すと書いて「再興」ですが、において、「国民の健康寿命の延伸」が成長戦略の一つに位置付けられるとともに、保険者に対し、データヘルス計画の策定と、それに基づく効果的かつ効率的な保健事業の推進等が求められることとなりました。

また、昨年 6 月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる医療介護総合確保推進法が成立をし、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で継続的に生活できるよう、効率的で質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムを、地域資源や利用者の視点に配慮しつつ構築していくことが求められておりまして、これまで以上に、医療・介護の分野における「地域力」といったものが問われる時代になったと存じているところでございます。

このような中、本広域連合におきましても、保健事業実施計画いわゆる「データヘルス計画」の策定を、今年度末を目途に進めているところでございまして、保健事業の拡充につきましては、今議会で御議決いただきました新年度予算にも、盛り込んでおるところでございまして。

また、昨年 11 月に行われました第 3 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会では、国に対する「後期高齢者医療制度における財政救済措置を求める意見書」を御議決いただきました。

このような地方からの申し入れを受けまして、昨年 12 月、国から国民健康保険制度における診療報酬不正請求に係る財政救済措置が示され、今後、後期高齢者医療制度におきましてもほぼ同趣旨の救済措置が検討されると伺っており、本広域連合の財政運営に大きな支援になるものと存じております。

本広域連合といたしましては、引き続き、国の動向を注視しながら、関係団体を通じて

要望活動を行うなど、本制度の円滑かつ効率的な事業運営に配慮してまいりたいと存じております。

どうか議員皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いをいたしまして、誠に簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

○議長（鎌田基志君）これにて平成 27 年第 1 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 26 分 閉会

会議録署名議員

議 長 鎌 田 基 志

議 員 植 條 敬 介

議 員 田 岡 秀 俊